

よくあるご質問

Q 受付は、先着順ですか？

A はい、先着順です。

Q 予算額を教えてください。

A 2,925 千円です。

Q 期間内に申請したいのですが、見積書等の入手が間に合わず、必要書類が揃っていません。とりあえず申請書だけ提出すれば受け付けてもらえますか？

A 全ての書類を揃えた上で申請してください。書類の内容に不足や不備がある場合は受理できません。訂正の上、募集期間内に申請し直すいただく必要があります。

Q 交付申請を提出しました。交付決定の連絡はいつ頃になりますか？

A 申請書を受理してから交付決定の通知まで1週間程度かかります。ただし、申請書類に不備・不足が判明した場合は申請し直すことになり、さらに時間がかかることがあります。

Q 補助金の申請を行っても、補助金の交付を受けられない場合がありますか？
補助金の申請件数が多い場合は、どうなりますか？

A 内容の審査の結果、補助要件に合致していない場合は、補助金の交付を受けることができません。また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金が交付されません。

先着順に審査を行いますので、施工業者と綿密に打合せの上、申請内容に不備がないよう、お早めに申請してください。なお、予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても申請の受付を終了します。受付を終了する場合は町のホームページ等でお知らせします。

Q 他の補助と併用可能ですか？

A 補助対象設備について、本補助のほかに、国の負担又は補助を併用することはできません。二重交付された場合は、補助金返還の対象となります。

Q 太陽光パネルを増設する場合も補助対象ですか？

A 補助対象ですが、太陽光＋蓄電池のセットでの購入が条件です。補助金対象は増設した部分のみとなります。

Q 太陽光発電設備付きの建売住宅の購入は対象となりますか？

A 対象となりますが、交付決定後の契約締結が必要なことや、設備の経費が明確にわかる資料が必要になるなど、補助金の交付手続き上の要件をよくご確認ください。

ただし、交付申請時当該建売住宅が建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものは交付対象外となります。また、交付申請時に建設工事の完了の日から起算して1年を経過していなくとも、既に補助対象設備が使用されている場合は中古設備とみなし、交付対象外となりますのでご注意ください。

また、建築時に建築事業者や販売事業者が当該設備に対して国の補助金を活用していないことをご確認ください。

Q 別荘への設置は対象となりますか？

A 別荘への設置は補助対象外です。

Q ソーラーカーポートは対象ですか？

A ソーラーカーポートは補助対象外です。

ただし、登記されており、カーポート部分とパネル部分が区別できる場合に限り、補助対象となります。

Q 野立て（屋根上以外の設置）の太陽光発電設備は、補助対象になりますか？

A 野立ての太陽光発電設備については、補助対象外です。

Q 倉庫等への設置も対象ですか？

A 住宅の屋根に設置することが原則ですが、対象設備を設置する住宅の敷地内にある倉庫等への設置も対象とします。ただし、発電した電力を住宅で使用する配線になっている必要があり、倉庫等の耐用年数が対象設備の耐用年数未満でないことを確認してください。

Q 太陽光発電設備等を導入する住宅が共同名義の場合や、借家の場合も補助対象ですか？

A 住宅の共同名義人全員が居住し、法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することを承諾している場合に限り補助対象になります。交付申請の際に、「承諾書」（参考様式）を提出してください。ただし、借家の場合は自ら所有していないため補助対象外となります。

Q 入居者が未定の状態である建物への設備導入についても、申請できますか？

A 本補助金は、町内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する方が補助対象者となります。入居者が未定の状態では申請できません。なお、申請の時点でまだ入居していない方（入居予定者）が申請することは可能です。ただし、実績報告の時点で、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有することが要件となります。実績報告の際に居住実態を確認することとして、町が発行する当該住所の住民票記載事項証明（住民票の写し）の提出が必要となりますので、ご注意ください。

Q 余剰電力の売電は可能ですか？

A できる限り自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電も可とします。ただし、補助事業に係る住宅の敷地内での自家消費率が30%を下回らないことと、FIT制度又はFIP制度を活用した売電でないことが要件となります。

Q 自家消費量が30%以上とはどういうことですか？

A 本補助金による太陽光発電設備の導入は、蓄電池との組み合わせ等により「自家消費」を主目的にしたものであり、「年間自家消費想定量/年間発

電想定量=30%以上」となることを要件としています。想定量については、施工業者等にお問い合わせいただく等により算出してください。

Q 新築の施設で電力使用量の実績値がない場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか？

A 新築の施設で電力使用量の実績値がない場合、類似施設（施設の建築面積が近い等）の電力使用量の実績値を用いたり、導入する電気設備の台数・消費電力・負荷率・使用時間等から電力使用量を見込み、その範囲で自家消費できる規模の太陽光発電設備を導入することが考えられます。施工業者等に相談してください。

Q 売電により収益が生じた場合、補助金の返還が必要になりますか？

A 返還は必要ございません。

Q FITを使わずに、小売電気事業者等に相対・自由契約で余剰分を売電する手続きはどのように行うのでしょうか。

A 売電の契約をしたいと考えている相手先の小売電気事業者（もしくは太陽光発電設備・蓄電池の販売メーカー等）にご相談ください。

【参考】[近畿管内で非FIT余剰電力の買取を実施している事業者について](#)
[| 近畿地方環境事務所 | 環境省](#)

Q 補助金交付決定の前に設置工事をしてもいいですか？すでに設置工事が終わっている案件について、申請してもいいですか？契約済ですが設置工事は未実施の案件について、申請してもいいですか？

A 原則として、補助金の交付申請を提出したのち、市（町）から交付決定を受けた日以降に着手してください。

なお、すでに契約済の場合も補助対象にはなりませんので、申請できません。

また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金の交付がされませんので、ご注意ください。

Q 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか？

A 太陽光発電設備等設置に関する工事の契約を行った日が事業の着手日となります。
ただし、契約前に工事着工をしている場合は工事着工日とします。

Q 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか？

A 一般的には補助事業者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。
ただし、実績報告書の事業完了予定日は、工事完了日と支払い完了日と比較し、遅い方の日付を記載してください。

Q 太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？

A 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）等太陽光発電システムを動かすために必要なものが想定されます。
工事請負契約書（売買契約書）で値引きがあった場合は、申請書等には、実際の販売価格（値引き後の価格）を記入してください。

Q 申請する補助対象経費について、太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを計上してもよいですか？

A 太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを補助対象にした申請は認められません。原則として補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要があり、補助事業の実施に必要な設備の費用に加えて設置の費用なども補助対象経費として計上する必要があります。

Q 太陽光発電設備の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

A 個人の方が住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、最大出力（kW）に7万円を乗じた金額（千円未満切り捨て、上限 35 万円）となります。また、最大出力（kW）については、太陽光モジュール（パネル）とパワーコ

ンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

例1) 住宅に 3.33kW の太陽光モジュールと 4kW のパワーコンディショナーを設置する場合 ⇒ 補助額=3 (kW) ×7 万円=21 万円

例2) 住宅に 4.55kW の太陽光モジュールと 4 kW のパワーコンディショナーを設置する場合 ⇒ 補助額=4 (kW) ×7 万円=28 万円

例3) 住宅に 6.0 kW の太陽光モジュールと 5.5kW のパワーコンディショナーを設置する場合 ⇒ 補助額=5 (kW) ×7 万円=35 万円

Q 蓄電池の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

例1) 住宅に 15 万円/kWh の蓄電池を 6kWh 設置する場合
⇒ 補助額=14.1(kWh) ×1/3 ×5 (kWh)=23.5 万円

例2) 住宅に 18.1 万円/kWh の蓄電池を 4.55kW 設置する場合
⇒ 補助額=14.1 (万円) ×1/3 ×4.5(kWh)=21.1 万円

例3) 住宅に 13.5 万円/kWh の蓄電池を 4.5kW 設置する場合
⇒ 補助額=13.5 (万円) ×1/3 ×4.5(kWh)=20.2 万円

例4) 住宅に 13.0 万円/kWh の蓄電池を 4.55kWh 設置する場合
⇒ 補助額=13.0 (万円) ×1/3 ×4.5(kWh)=19.4 万円

Q 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか？

A 可搬式の蓄電池は、補助対象外となります。

Q 太陽光発電設備と蓄電池の補助対象経費は分ける必要がありますか？

A 補助対象経費については、分けて記載してください。太陽光発電と蓄電

システムがセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

Q 実績報告から補助金交付（振込完了）までのおおよその期間はどの程度になりますか？

A 10日間程度を目安としています。

Q 導入実績がないもの（試作品等）は、補助対象となりますか？

A 商品化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや導入実績のないものは補助対象にはなりません。

Q 過去に購入したもの（在庫品）や中古品は補助対象となりますか？

A 申請者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象になりません。

Q 設備の買い替え・更新の場合は補助対象となりますか？また、買い替えの場合、既存設備の取り外しに廃棄にかかる費用は対象になりますか？

A 設備の買い替え・更新の場合も補助対象となります。ただし、買い替え前と比較してCO₂削減効果があることその他、各要件に適合することの確認を十分行ってください。

また、既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。なお、本補助金を活用して設置した設備の買い替えについては、補助対象外とします。

Q 発電量及び自家消費量に係る根拠書類とはどのようなものですか？

A 年間想定発電量及び年間電力消費想定量をシミュレーションし、自家消費率が30%以上になることを示してください。

なお、根拠資料としての情報が不足すると判断する場合には、申請時または実績報告時に追加資料を求める場合があります。

Q 現地での工事完了の確認はありますか？

A 補助事業の適正化を期すため、必要に応じて現地への立ち入りや関係者への聴き取りを行う場合があります。

Q 請求書を提出し、補助金の支払いを受けた後に注意することはありますか？

A （設備の使用について）

設備設置後は、適切な自主点検及び維持管理を実施し、適正に使用してください。

（書類の保管について）

補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類（交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等）については、補助金の支払いを受けてから設備の耐用年数を経過するまで保管してください。

（財産処分について）

取得単価が 50 万円以上の設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

- ・ 法定耐用年数の次のとおりです。

太陽光発電設備 17 年
蓄電池 6 年

- ・ 法定耐用年数以内に次の事象が発生する場合は、手続きが必要になりますので、事前に県に相談してください。なお、場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
譲渡：補助対象財産の所有者の変更。
交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。
新のものをご確認ください。